

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年2月15日

埼玉県知事
大野 元裕 殿

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 4972-11
滑川町商工会
会 長 松本 明

埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1
滑川町長 大塚 信一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：小久保一宏

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、滑川町が策定した滑川町地域防災計画(平成28年3月)や滑川町洪水ハザードマップ(令和3年9月)を基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

想定される災害リスク

【地震】

(当町で過去に発生した主な地震災害)

2011.3.11 東日本大震災で震度4を観測、被害状況は以下のとおり。

- ・住宅被害一部破損56棟(屋根ぐし、瓦)
- ・非住宅32棟(屋根ぐし、瓦)
- ・ブロック塀1か所 ・墓石倒壊16件

(当町で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震、関東平野北西縁断層帯地震の5つの地震とした。

関東平野北西縁断層帯地震による揺れや火災により建物被害が全壊は450棟、半壊は790棟余りに被害が生じると考えられる。人的被害も、破死者は30名弱、負傷者は180名弱、うち重傷者は30名余りになると予想される。なお、死因については、建物の倒壊によるものが多いと考えられる。要救助者についても、100名の要救助者の発生が予想されている。



【風水害】

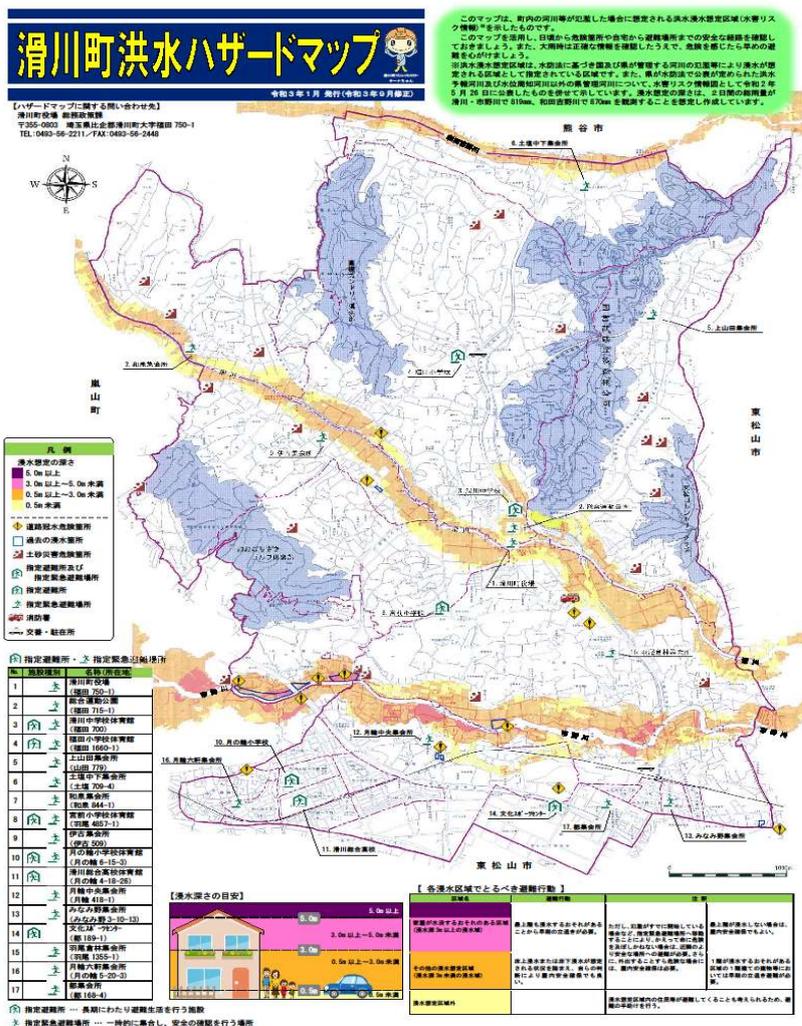
(当町で過去に発生した主な風水害)

2019. 10. 12 台風 19 号

- ・道路の冠水 11 箇所 (月輪地内、水房地内、伊古地内、羽尾羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内)
- ・宅地内の冠水 5 箇所 (月輪、水房、伊古)
- ・通行止め 11 箇所 (月輪地内、水房地内、伊古地内、羽尾羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内)

(当町で今後発生が予測される風水害の被害想定)

台風や集中豪雨、長雨などの際には、ため池の決壊のおそれもある。加えて市野川、滑川、和田吉野川の沿川での浸水被害及び窪地、道路、アンダーパス等でのたん水被害が考えられる。水害は地形条件と密接な関係があり、洪水(浸水)は低地の微地形との関係が深く、浸水域は、周辺との比高差(凹地形)のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地(谷底平野:谷津)は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期たん水しやすい。洪水浸水想定区域については、浸水想定深さとして市野川で5m未満、滑川と和田吉野川で3m未満となるケース(2日間の総雨量が滑川・市野川で819mm、和田吉野川で870mmを想定)が示されている。



【土砂災害】

(当町で過去に発生した主な土砂災害)

2019. 10. 12 台風 19 号

- ・土砂崩れ 5 箇所 (上福田地内、和泉地内、山田地内、伊古地内)

(当町で今後発生が予測される土砂災害の被害想定)

土砂災害は、台地・段丘地域での急傾斜地崩壊(斜面崩壊)に分布しており、地形要因が潜在的危険度を高める結果となっている。開析の進んだ台地が分布し、関東ローム層が被覆しており、集中豪雨や長雨後の地盤が緩んだ場合に、遷急点(斜面の角度が大きく変化するところ)付近で斜面崩壊(崖崩れ)する危険性がある。

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和 4 年 12 月 31 日時点で延べ 4, 371 名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても(再度)感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

①事業者数及び小規模事業者数

当町の事業者数に関しては、建設業、製造業、卸・小売業ともに減少傾向にあり、サービス業のみが増加している。

経済センサスの平成 28 年小規模企業数は 303 社である。全事業者数の動きと同様に、近年では建設業と製造業を中心に、事業者数が減少傾向に転じていると推定される。

○事業者のデータ

業 種	事業者数	従事者数	備考 (立地状況等)
建設業	79	355	町内に広く分布している
製造業	71	4, 693	町南部の工業団地を中心に分布
卸・小売業	96	1, 246	町内に広く分布している
サービス業	274	2, 805	町内に広く分布している

(出所：平成 28 年「経済センサス」活動調査)

②事業継続計画 (BCP) 及び事業継続力強化計画の策定状況

事業継続計画 (BCP) の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

①滑川町の取組み

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定に基づき、滑川町地域防災計画を策定。計画は、滑川町の地域に係る災害に関し、滑川町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 6 編(総則、震災対策編、風水害等対策編、放射性物質事故編、大規模火災等編、公共交通等事故編)及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・滑川町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施

- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・防災行政 メール 無線
- ・防災行政音声対応サービス
- ・滑川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・滑川町地震ハザードマップの作成
- ・滑川町洪水ハザードマップの作成
- ・滑川町土砂災害ハザードマップの作成

②当会の取組み

【防災関係】

- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施
- ・非接触型体温計、飛沫防止用アクリル板の設置
- ・マスク、アルコール消毒液の備蓄

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と滑川町の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（４）感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

滑川町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、滑川町と滑川町商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
③従業員が安心して働ける環境づくり
④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と滑川町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に滑川町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・町広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(3) 行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と滑川町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と滑川町産業振興課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちにLINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と滑川町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①当会と滑川町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を滑川町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と滑川町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

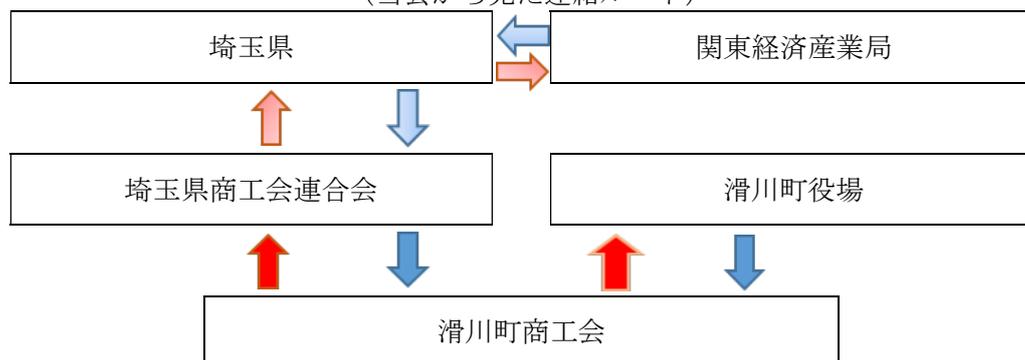
【脅威となる感染症】

- ① 当町で取りまとめた「滑川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

(当会から見た連絡ルート)



- ②滑川町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と滑川町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と滑川町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と滑川町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

(4) 応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、滑川町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小久保 一宏 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

滑川町商工会

〒355-0811 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 4972-11

TEL : 0493-56-3110 / FAX : 0493-56-3178

E-mail : namegawa@af.wakwak.com

②関係市町村

滑川町役場 産業振興課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

TEL : 0493-56-6906 / FAX : 0493-56-2448

E-mail : na3411601@town.namegawa.lg.jp